

「緊急事態」に関する論点～11月10・17日(一部4月7日等を含む)における各会派1巡目の発言(一部2巡目以降の発言を含む)を中心として～

令和4年12月1日(木)
衆議院法制局

一 議員任期延長及びこれに関する論点

	自民〔新藤幹事発言〕	維新〔三木委員発言・岩谷委員発言〕	公明〔北側幹事発言等〕	国民〔玉木委員発言〕	有志〔北神委員発言〕	立憲〔11/17 中川幹事発言・11/10 奥野委員発言〕	共産〔4/7 等の赤嶺委員発言〕
1. 前提							
参議院の緊急集会の位置付け	緊急集会は二院制の例外であり、40～70日間を想定した制度、かつ、その措置は暫定的なもの	最長でも70日間の対応であり、長期間の対処は不可能	緊急集会は、国会の二院制の例外であり、暫定的・一時的な制度	文言上、解散時限定。任期満了時への適用には憲法改正必要。両院制が原則。70日超の対応予定せず	解散中かつ2か月程度の極めて限定された場合にのみ機能。憲法が両議院で国会が構成されることを規定	臨時会召集義務の無視、過剰な予備費の計上、恣意的な解散権の行使等により憲法の意図する民主主義が機能していない。そのような中での緊急事態条項の提案には、疑念を抱かざるを得ない。民主主義が正しく機能する環境を作ることが先である。	国民の多くが改憲を重要課題と考えていない中、審査会を動かすべきではない。 改憲のための議論ではなく、憲法の原則に反する政治を正す議論こそ必要。
議員任期延長の必要性	必要	必要	必要	必要	必要(衆議院議員のみ)	(議員任期延長について) ・1941年、国会議員の任期を延長し、戦争翼賛体制が作られた。 ・だからこそ、日本国憲法は緊急事態条項を廃し、国会議員の任期を明記した。 ・この歴史は極めて重い。	
2. 要件							
(1) 実体的要件							
対象とする緊急事態の範囲	4事態 (①大規模自然災害事態、②テロ・内乱事態、③感染症まん延事態、④国家有事・安全保障事態)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)	※なお、奥野委員から次のような発言があった。 (参議院の緊急集会の位置付け) ・国会の機能維持は各会派合意 ・緊急集会は、条文上は解散時のみだが、任期満了時への適用も有力説 ・緊急集会・繰延投票活用により基本的に緊急事態条項は不要 (議員任期延長の必要性) ・ただし、議員任期延長については、戦時等の究極の事態を念頭に検討の余地あり。	
「その他の事態」の付加等	必要(匹敵する事態)	必要(匹敵する事態)	必要	基本的には限定列挙すべき ただし、「準じる事態として法律に定める緊急事態」の追加も一案	必要(相当する事態)		
任期延長に関する要件の付加(=選挙実施困難要件)	適正な選挙実施が困難な状態	選挙の適正な実施が困難であると認める特別の事情があるとき	広範な地域での国政選挙の適正実施が長期間明らか・客観的に困難な場合	70日を超えた長期にわたって、全国一斉の選挙の適正実施が困難な場合	選挙の一体性が害されるほど総選挙の適正な実施が長期にわたり困難であることが明らかな場合		
(2) 手続的要件							
認定主体	内閣 (選挙実施困難を判断できるのは内閣)	内閣の緊急事態宣言	内閣 (全体の情報を把握できるのは内閣)	内閣の緊急事態宣言	内閣	議員任期延長の判断主体について、内閣では濫用のおそれ、国会ではお手盛りのおそれ。	
国会の関与	事前承認	事前決議	事前承認	事前決議	事前承認		
議決要件		出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上		
裁判所の関与		憲法裁による事後統制(拘束力)	疑問あり(司法では判断できない)	最高裁による事後統制(勧告)	最高裁による事後統制(勧告)	司法の関与が必要との見解あり	
3. 効果(国会機能維持関連)							
(1) 議員任期延長関係							
任期延長期間の上限	「1年以下」あたりが妥当 (議員任期を「次の議会期開始まで」等とすることも議論が必要)	(6月を経過したときに、憲法裁による職権審査が可能)	70日間(再延長可)	1年、半年等を上限(全国一斉の選挙の適正実施ができるまで再延長可)とするのも一案	総選挙を適正に実施できるまでの期間(1年間を上限。再延長可) 選挙可能時は国会議決で任期終了	議員任期延長をする場合には、期間を限定する必要がある。	
前議員の身分復活	民主主義の根幹である議員の身分に関わる問題であり、議論が必要(各会派の意見を聞きたい)	必要	必要(解散権を行使した内閣自らによる判断ゆえ、解散の効力は失われた(=解散撤回)と解し得る)	あり得る(解散権を行使した内閣自らによる判断ゆえ、解散の効力は失われたと解し得る)	必要		
(2) 上記(1)以外の国会機能維持策							
閉会禁止/即時召集	必要(召集義務)	必要(自動集会)	必要(自動集会)	必要(召集義務)	当然で明文不要(反対はしない)	・(平時からの)臨時会の召集期限明記、解散権制限の検討必要	
衆議院解散禁止	必要	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		
内閣不信任決議案の議決禁止	必要	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		
オンライン出席			議長に実現推進を促す〔濱地委員〕	憲法に明文化も検討		・オンライン審議については、議運で速やかな結論を得るべき。	
その他				両院合同委員会			

二 その他「緊急事態」全般に関する論点

一般的な緊急事態宣言の仕組み		必要		必要			
緊急政令・緊急財政処分	必要 (法律で定めるところにより)	必要 (あらかじめ法律で定めるところにより)	不要 (個別法の政令委任・予備費で対応)	必要 (あらかじめ法律で定めるところにより)		更に議論が必要	・緊急政令等については不要
人権制約の限界明記	必要	必要		必要			
憲法改正の禁止	(各会派の意見を聞きたい)	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		